

約款集

(2025年8月)

デジタル証券株式会社

電子交付約款.....	2
取引約款.....	4
電子記録移転権利等取引管理約款.....	13
保護預り約款.....	17

電子交付約款

1. 目的

この約款（以下「本電子交付約款」といいます。）は、デジタル証券株式会社（以下「当社」といいます。）が2. に定義する電子交付を行うサービス（以下「本電子交付サービス」といいます。）に関してその取扱い等を定めることを目的とします。

2. 定義

電子交付とは、当社からお客様へ交付することが法令等により義務付けられている様々な書類のうち、下記（書面の種類）に記載の書面を紙媒体に変えて電磁的方法により提供することをいいます。

3. PC 環境

本電子交付サービスのご利用にあたっては、パソコンまたはスマートフォンのインターネット環境が整っていることが必要です。（フィーチャーフォン端末からのご利用はできません。）

4. 書類の種類

電子交付の書面の種類は、金融商品取引法において規定されている電子交付が認められている以下のものとします。

- ① 取引報告書（契約締結時交付書面）
- ② 取引残高報告書
- ③ 契約締結前交付書面
- ④ 目論見書

5. 電子交付の方法

当社は、4. の書面の電子交付を、ログイン後のホームページにおいて以下の方法により行います。

- ① お客様専用のファイルに記録された記載事項をお客様に閲覧に供する方法
- ② 閲覧ファイルに記録された記載事項をお客様の閲覧に供する方法

6. 閲覧方法

電子交付の書面は、PDF ファイルで提供致します。PDF ファイルを閲覧するためには、PDF ファイルの閲覧用ソフトウェアが必要となります。PDF ファイルの閲覧用ソフト Acrobat Reader 等をお持ちでないお客様は、Acrobat Reader 等のダウンロードが必要となります。

7. 電子交付の承諾

お客様は、取引口座開設時に本電子交付約款の内容をご理解いただいた上で、対象書面すべてについて電子交付に一括して承諾いただくものとします。

8. 対象書面の追加

当社が本電子交付サービスにより提供する書面の種類を追加する場合には、当該追加書面について、当社のウェブサイトですべて事前に公表することで、お客様から電子交付を行うことの承諾を受けたものとして取扱うこととします。

9. 対象書面の不交付

当社は対象書面の紙媒体による交付を行いません。紙媒体で保管される必要がある場合、お客様ご自身で印刷していただきます。

10. 本電子交付約款の内容の変更

当社は必要に応じ本電子交付約款を変更することがあります。電子交付を行うことについて承諾されたお客様のご利用に支障をきたすおそれがないと判断した場合には、あらかじめ当社のウェブサイト上に掲載することでお客様にその変更内容を明らかにすることにより、お客様の同意を得ることなく本電子交付約款の変更を行うことができるものとします。

11. 免責事項

法律等の変更など何らかの理由が生じ、あるいは当社が必要と判断した時には、当社は電子交付ではなく既に電子交付された書面も含めて紙媒体により交付等を行う場合があります。

取引約款

第1章 総則

第1条 (約款趣旨)

この約款は、お客様とデジタル証券株式会社（以下「当社」といいます。）で行われる取引又はサービス（以下これらを総称して「当社サービス」といいます。）に関する権利義務関係等を明確にすることを目的とするものです。

第2条 (契約締結に際しての注意事項)

お客様が希望される当社サービスの種類、内容によっては、当社所定の方法によるお申込みが別途必要となる場合があります。これらの取引及びサービスの取扱いについては、当社サービスに係る約款・規程集、契約締結前交付書面及びホームページ（以下これらを総称して「約款等」といいます。）において、別途定めがある場合は、当該約款等の定めが優先されるものとし、お客様のお申込みに対して当社が承諾した場合に限り、当社サービスのご利用が可能となります。

第3条 (申込方法等)

お申込み方法は、お客様が当社所定のインターネットあるいは申込書によりお手続きをし、当社所定の本人確認書類等を提出いただくものとします。当社がこれを承諾した場合に限り、当社サービスに関する契約が締結されます。なお、当社が承諾しない場合に、当社はその理由の開示を行う義務を負いません。

2 前項の定めにかかわらず、当社サービスに付随して提供するサービスの申込みについては、本人確認書類等の提出を不要とする場合があります。この場合は、それぞれのサービスの約款等に定める方法によるものとします。

3 当社は、お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有する者、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、又は、役員若しくは経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められたとき、その他当社が定める場合に該当する場合は、お客様のお申込みに応じないものとします。

4 お客様は、原則、以下の全ての要件を満たしている場合に限り、当社サービスへのお申込み及びご利用ができるものとします。

- ① 満20歳以上75歳未満の行為能力者であること。
- ② 日本国内に居住し、かつ、居住地国が日本のみであること。なお、法人のお客様の場合

合にあっては、実質的支配者も同様とします。

- ③ 米国籍保有者及び米国居住者でないこと。なお、法人のお客様の場合にあっては、実質的支配者も同様とします。 外国 PEPs に該当しないこと。なお、法人のお客様の場合にあっては、実質的支配者も同様とします。
- ④ 法人のお客様にあっては、法人格を有し、かつ、日本に拠点を有する法人（日本国内に本店の登記があり、その旨が履歴事項全部証明書等により確認のできる法人）であること。
- ⑤ 法人のお客様の取引責任者にあっては、当社サービス及び当社サービスに付随する行為について法人代表者により、権限を付与された方であること。
- ⑥ 当社とコミュニケーション（意思疎通）が可能であること。
- ⑦ 当社サービスの特徴、仕組み及びリスクについて十分に理解いただけること。
- ⑧ お客様自身がインターネットに接続できる環境にあり、かつインターネットを利用する端末を有し、自ら操作が可能であること。なお、利用する端末は、推奨する利用環境が整っているものとします。
- ⑨ お客様は、自身のメールアドレスを有し、そのメールアドレスを当社にご登録いただけること。また、当該メールアドレスが、緊急時の連絡先として機能する状況であり、かつ、緊急時の連絡先として承知いただけること。
- ⑩ お客様は、自身の電話番号を有し、その電話番号を当社にご登録いただけること。また、当該電話番号が、緊急時の連絡先として機能する状況であり、かつ、緊急時の連絡先として承知いただけること。
- ⑪ 緊急時には速やかに連絡がとれること。
- ⑫ 当社がご提出をお願いする本人確認書類等を含む書類をご提供いただき、かつお客様の情報を正確に当社にご登録いただけること。また、変更があった場合は速やかに所定の変更手続きを行うことに承知いただけること。
- ⑬ お客様は、理由の如何を問わず、自己資金により自己のために当社サービスを利用すること。
- ⑭ 当社の約款等にご同意いただけること。
- ⑮ 原則、当社の提供する書面は、電子交付で行われることに同意いただけること。
- ⑯ 反社会的勢力に属する者でないこと及び反社会的勢力との関係を有しない旨を当社所定の同意書によりご確認いただけること。

第4条 （届出事項）

お客様は第3条のお申込み時に、お客様本人の真正の氏名又は名称、住所、法人の場合における代表者等を当社指定の手続きにより届け出るものとします。仮名、借名、気付住所は認められません。

2 お客様は当社に正確な情報の届出を行うこととし、万一、届出に相違する事項がある場合は、当社はお客様に通知することなく、当社サービスの利用の制限又は停止を行うことができるものとします。

3 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他法令諸規則等及び当社が定め

る社内規程等に基づき、第1項に係るお客様の本人確認を行います。また、その際にお客様に対し、追加してお客様情報や本人確認書類等を求める場合がありますので、お客様はこれに応じるものとします。

第5条 (届出事項の変更)

お客様は、お申込み時に申告した事項について変更がある場合は、当社所定の手続きに従って、直ちに届け出るものとします。

2 お客様は前項のお届けの際に、当社所定の手続きに応じて本人確認書類等をご提出いただきます。

3 当社はお客様からの変更の届出がない場合、また、その届出の途中で手続きが完了していない場合に、当社サービスの利用を制限又は停止させていただくことがあります。

4 前項の当社サービスの利用の制限又は停止によって生じたお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。

第6条 (本人認証)

当社は、お客様の当社サービスのご利用に際して、本人認証を行います。原則、本人認証は、ログインID、パスワード及び取引暗証番号(以下これらを「認証コード」といいます。)の一致により行います。

2 お客様は、原則、当社が前項の方法により本人認証を行うことができた場合にのみ当社サービスを利用することができます。これらの本人認証を行うことができない場合は、当社は、お客様の当社サービスのご利用をお断りします。なお、認証コードを失念又は紛失された場合は、速やかに当社までお申し出ください。

3 お客様は、理由の如何を問わず、認証コードを第三者に使用させ、若しくは譲渡、貸与、名義変更、取引等を行うことはできないものとします。

第7条 (自己責任の原則)

お客様は、当社サービスの仕組み、リスク及び約款等の内容を十分に理解し、自らの責任と判断において、当社サービスを利用するものとします。

第8条 (法令等の遵守)

お客様及び当社は、当社サービスの利用にあたり、本約款及びその他の規程等の他、関係法令及び監督機関の諸規則等を遵守するものとします。

第2章 取引

第9条 (利用期間等)

お客様が当社サービスを利用できる期間及び時間は当社が定めるものとし、お客様はその範囲内で利用できるものとします。

第10条 (数量等の制限)

当社サービスを利用するにあたって、お客様が注文を行うことができる数量等(金額を含む)は当社が定めるものとし、お客様はその範囲内で利用できるものとします。

第11条 (有効期限)

お客様から受けた注文の有効期限は、当社が定めるものとします。

第12条 (取引の受付)

お客様が当社サービスを利用して行う取引は、依頼内容の入力後、その入力内容を当社が受信し、受付けた時点をもって、当社の受付完了とします。

2 当社は、お客様の取引の依頼内容が、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該取引依頼の受け付けを行いません。なお、取引依頼を受け付けないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。

- ① お客様の取引依頼が法令諸規則及び約款等に定める事項のいずれかに反するとき
- ② お客様の取引依頼が約款等で定める範囲を超えたとき
- ③ その他、当社が取引の健全性に照らし不相当と判断するとき

第13条 (取引処理)

当社は、お客様が当社サービスを利用して行う取引依頼を受け付けた際は、法令諸規則及び約款等の定めに従い、取引依頼内容の確認後、速やかに手続きを開始するものとします。但し、受け付けた取引依頼において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、お客様に通知することなく、手続きを行わない場合があります。なお、手続きを行わないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。

- ① お客様の取引依頼が法令諸規則及び約款等に定める事項のいずれかに反するとき
- ② お客様の取引依頼が約款等で定める範囲を超えたとき
- ③ その他、当社が取引の健全性に照らし不相当と判断するとき

第14条 (取消・変更)

お客様が当社サービスを利用して行う取引依頼の取消又は変更は、当該取引依頼が未完了(未成約含む)かつ当社が定める範囲に限り、当社が定める方法により行うことができるものとします。

第15条 (取引の照会)

当社は、お客様が当社サービスを利用して行う取引の内容及びその結果をお客様自身が照会することができるようにします。但し、当社が別途定めた場合はこの限りではありません。

第16条 (取引内容の確認)

お客様が当社サービスを利用して行う取引の内容について、お客様と当社との間で疑義が

生じたときは、お客様の当社サービスを利用する際に入力された当社の記録内容をもって処理するものとします。

第17条（申込証拠金等）

電子記録移転権利等の取引のご注文をいただく場合、あらかじめ当該ご注文に係る金銭をお預けいただく場合があります。

第18条（手数料）

当社は、お客様の当社サービス利用にかかる手数料として、当社が別途定める手数料等をお客様より申し受けます。

2 前項の当社が定める手数料は、改定することがあります。

第3章 金銭の受渡

第19条（入金）

お客様が当社にご入金いただく場合は、ご本人名義により、当社が指定する銀行口座への振込みに限るものとします。

2 当社は銀行振込による入金を確認した後に、お客様の口座へ入金を反映するものとします。

3 入金手続きに要する振込手数料はお客様にご負担いただくものとします。但し、当社の定めるところにより、当該手数料の一部又は全部を当社が負担する場合があります。

第20条（出金）

お客様が当社からご出金いただく場合は、お客様が予め当社に届出いただいた預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）に振込みを行うものとします。

2 指定預金口座は、お客様が当社に登録した口座名義と同一としていただきます。

3 当社がお申込みを受付け、登録した指定預金口座の内容に相違があるときは、速やかに当社へお申し出ください。

4 お客様が指定預金口座を変更する際は、当社所定の手続きによって届け出るものとします。

5 出金手続きに要する振込手数料は、お客様にご負担いただくものとします。但し、当社の定めるところにより、当該手数料の一部又は全部を当社が負担する場合があります。

第21条（金銭の受渡内容の確認）

金銭の受渡について、お客様と当社との間で疑義が生じたときは、お客様の当社サービスを利用する際に入力された当社の記録内容をもって処理するものとします。

第4章 報告・連絡

第22条 (契約締結時交付書面)

当社は、ご注文いただいた電子記録移転権利等の取引が成立したときには、金融商品取引法等の規定に基づき、遅滞なく、契約締結時交付書面（契約成立前交付書面を含みます。）をお客様に交付いたします（電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。）。

第23条 (取引残高報告書と回答書の取扱い)

当社は、3ヶ月に1回、期間内のお取引内容及びお取引後の残高を記載した取引残高報告書をお客様に交付いたします（電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。なお、一定期間お取引がなかった場合には、1年に1回以上とすることがあります。）。

2 取引残高報告書を交付した後、15日以内にお客様からご連絡がなかったときは、当社はおお客様がその記載事項全てについてご承認いただいたものとみなします

第5章 解約・利用制限・免責等

第24条 (解約)

当社は、お客様が次に掲げるいずれかに該当する場合には、当社サービスの提供に係る契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

- ① お客様が当社所定の方法により、解約を申し出た場合
- ② お客様が法令等及び約款等に違反した場合
- ③ お客様が約款等に同意されないとき
- ④ 当社の判断により、当社全てのお客様に対し、当社サービスの提供を終了した場合
- ⑤ お客様が本約款第3条3項及び4項の条件に反した場合
- ⑥ お客様が当社サービスの利用に関して、脅迫的な言動若しくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布若しくは偽計・威力により当社の信用を毀損若しくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類する止むを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合
- ⑦ 当社サービスの装置上及びシステム上の脆弱性を利用し、端末機器、接続回線又はプログラムの不正な操作又は改変など、当社が予め予想し得ない操作、若しくは当社が認めてないシステムを利用した取引が行われていると認められる場合、又はその疑いが濃厚であると認められる場合、又は当社のシステムの意図から外れた方法による過大なアクセスにより、当社システム及び他のお客様に影響を及ぼすと当社が判断した場合
- ⑧ お客様の口座に残高がなくなった後、相当期間が経過した場合
- ⑨ その他、合理的な事由により当社が解約を申し出た場合

第25条 (利用制限)

お客様が前条の解約事由に該当若しくはその疑いがある場合、当社は当社サービスの利用の制限、若しくは停止を行うことができるものとします。また、当社は、お客様の口座残高がゼロとなり、その後取引もなく1年を経過した場合、該当する口座を閉鎖することができるものとします。

第26条 (免責事項)

当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害について、その責を負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。

- ① お客様自身が入力したか否かを問わず、当社が認証コードの一致等を確認したうえで行われた取引に関する損害
- ② 電話での取引において、当社所定の本人確認事項を確認したうえで行われた取引に関する損害
- ③ お客様の認証コードが漏えいし、盗用（通信回線及びシステム機器を介したものを含みます。）された場合に生じた損害。但し、「通信回線・システム機器」とは、お客様、プロバイダ、当社のそれぞれのハードウェア、ソフトウェア、又はそれぞれを結ぶ通信回線のすべてを含むものとします（以下本条において同じ。）。
- ④ コンピュータウイルスや第三者による妨害、侵入、情報改変、業務の遅延等により、当社サービスで提供する取引結果、取引情報及びその他の情報伝達遅延、誤謬又は欠陥が生じた場合に生じた損害
- ⑤ 当社サービスにおける通信速度の低下又は通信回線の混雑を理由として、取引が受けられなかった場合に生じた損害
- ⑥ 通信回線・システム機器の契約不適合若しくは障害又は停電により、当社が正常に受付けた取引が正常に処理されなかった場合に生じた損害
- ⑦ 通信回線・システム機器の契約不適合若しくは障害又は停電により、取引内容が当社サービスにおいて表示されない場合、遅れて表示された場合又は誤って表示された場合に生じた損害
- ⑧ 天災地変、政変、ストライキ等、不可抗力と認められる事由により、取引の処理、金銭の受渡、返還又は寄託その他の事務手続き等が遅延し、又は不能になった場合に生じた損害
- ⑨ 本約款及びその他約款等の定めに応じて、当社がお客様の取引を制限若しくは停止したことにより生じた損害
- ⑩ 所定の手続きの不備によりお預りした金銭を返還しなかったことにより生じた損害
- ⑪ 金銭の入出金に際して機会を逸したことに係る損害
- ⑫ お客様が当社との契約、その他の契約事項に反した取引を行ったことにより生じた損害
- ⑬ お客様が当社サービスの内容又はその利用方法について誤解し、又は理解不足であったことにより生じた損害
- ⑭ 当社サービス提供に係る契約の解約に伴って生じた損害
- ⑮ 当社及び当社サービス提供会社のシステムメンテナンスにより、取引の制限若しくは

停止したことにより生じた損害。

- ⑯ その他、当社の責めに帰すことができない事由により、お客様が被った損害

第6章 雑則

第27条 (口座管理料)

当社は、お客様から当社が別途定める口座管理料を頂戴することがあります。

第28条 (金銭信託)

当社は、お客様から預託を受けた金銭については、当社が別途定める方法により、信託銀行へ金銭信託を行い、お客様の資産保護に努めるものとします。

第29条 (AML/CFT への協力)

当社は、マネー・ローンダリング対策 (AML) 及びテロ資金供与対策 (CFT) を実施するにあたって、お客様の取引内容の調査が必要と認められる場合は、お客様に対してお客様自身の情報、取引の内容、取引の相手方、目的等に関する情報提供を求めることができ、お客様はこれに協力するものとします。

2 当社は、前項の調査においてお客様が非協力的な場合、疑義が残り結果の判断を行う過程において、又は当該調査の結果に基づき、当社サービスの利用を制限又は停止することができるものとします。

3 前項の当社サービスの利用の制限又は停止によって生じたお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。

第30条 (システム障害)

当社は、システム障害又は通信回線の混雑等のためにインターネットより当社サービスを利用できない場合は、電話により当社サービスを受付ける場合があります。

第31条 (個人情報の取扱い)

お客様は、当社がお客様の個人情報を当社の個人情報保護方針(プライバシーポリシー)に従い取扱うことに同意するものとします。

第32条 (事務処理の第三者への委託)

当社は、お客様の当社サービスに関する情報を含む事務処理を、当社以外の第三者に委託することができるものとします。

2 当社が事務処理を委託する第三者は、保有するお客様の個人情報を厳正に管理し、その業務の目的以外では使用しないものとします。

第33条 (譲渡、質入れ等の禁止)

お客様は、当社の書面による事前の承諾なしに、当社との取引上の地位その他当社との取引に係る一切の権利の全部又は一部について、譲渡、貸与、質入れその他第三者の権利を設定すること、又は第三者に利用させることはできないものとします。

第 34 条 （通知の効力）

お客様が当社に届け出た氏名、名称、住所、電話番号又はメールアドレス宛に、当社からの諸通知が、転居、不在、その他当社の責めに帰せられない事由により延着し、又は到達しなかった場合、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うものとします。

第 35 条 （約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

第 36 条 （規定外事項）

本約款に定めのない事項は、その他規定等により定めるものとします。

第 37 条 （合意管轄）

お客様と当社との間の本約款に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 38 条 （準拠法）

本約款に関する準拠法は、日本国法とします。

電子記録移転権利等取引管理約款

第1条 (趣旨)

この約款はお客様とデジタル証券株式会社(以下「当社」といいます。)との間の、金融商品取引法第2条第3項に定める電子記録移転権利及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条の2に該当するもの(以下、総称して「電子記録移転権利等」といいます。)の取引及び保護預り(以下「本サービス」といいます。)について権利義務関係を明確にすることを目的とします。なお、この約款に特段の定めがないものについては、当社の「約款集」の定めによるものとします。

第2条 (法令等の遵守)

お客様及び当社は、本サービスの取扱いにあたり、この約款によるほか、法令並びに一般社団法人日本 STO 協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会の諸規則を遵守するものといたします。

第3条 (電子記録移転権利等の取引の利用)

お客様は電子記録移転権利等の取引を行うにあたっては、当社において「取引約款」の規定に基づき口座開設を行ったうえで、当社所定の手続きにより申込みを行い、当社が承諾した場合に取引を行うことができます。

2 前項の申込みにあたり、お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届け出るものといたします。その際、当社は番号法その他の関係法令の規定に従い、お客様の本人確認を行うものとします。

3 お客様は当社のインターネット取引による方法の他、当社が認める方法にて電子記録移転権利等の取引を行うものとします。当社に取引に関する注文を行った場合には、お客様が当社にその取引の結果必要となる電子記録移転権利等の発行・管理・移転等を行うシステム(以下「プラットフォーム」といいます。)における記録及び電子帳簿等の書き換えの指図等(譲渡に係る承諾の依頼を含みます。)を行うことを委託したものといたします。なお、当社は電子記録移転権利等のプラットフォームにおける記録及び電子帳簿等の書き換えの指図等を他の会社へ委託することがあります。

4 当社において取り扱う電子記録移転権利等は、当社が定めるところにより指定するものといたします。なお、当社は電子記録移転権利等の取扱いについてお客様からお問い合わせがあった場合には、お客様にその取扱い可否を回答いたします。

第4条 (受渡日等)

電子記録移転権利等の受渡日は、他に定めのある場合を除き、取引の成立日から起算して原則として2営業日以内とします。

2 当社は受渡日に取引の成立内容に則してプラットフォームにおけるお客様の名義等を更新するものといたします。

第5条 (プラットフォーム)

当社において電子記録移転権利等の取引及び管理に利用するプラットフォームは、オーナーシップ株式会社(住所:東京都港区赤坂4-15-1 赤坂ガーデンシティ3階)が開発した「OwnerShip」とします。

第6条 (電子記録移転権利等の管理)

当社は、電子記録移転権利等の管理にあたっては、当社が別途定める電子記録移転権利等(以下「保護預り電子記録移転権利等」といいます。)を、以下の方法によりお預かりします。

- ① 当社は、保護預り電子記録移転権利等を表示する財産的価値を移転するために必要なその他の情報(以下「秘密鍵等」といいます。)を、当社において責任を持って安全確実に管理いたします。秘密鍵等は、お客様にて管理いただくことはできません。
- ② 当社において管理するお客様名義の保護預り電子記録移転権利等に対して、お客様は担保として質権等を設定することはできず、また当社においては質権等の設定の記録等の管理は行わないものといたします。
- ③ 当社は、保護預り電子記録移転権利等に関する事項に関して、お客様に対して次の通知を行います。
 - イ) 発行者等に関する電子記録移転権利等の権利者としての地位に重大な変化を及ぼす事実
 - ロ) 移転及び債権譲渡に関する承諾通知
 - ハ) 分配金及び償還金などの通知
 - ニ) 発行者等に関する合併その他の重要な事項
- ④ 保護預り電子記録移転権利等の分配金及び償還金等の支払いがあるときは、当社がお客様に代わってこれを受け取り、お支払いします。

2 前項に定める保護預り電子記録移転権利等以外の電子記録移転権利等については、当社ではお預かりいたしません。

3 当社は、次の各号のいずれかに該当する電子記録移転権利等については、この約款の他の定めにかかわらず、当該電子記録移転権利等の取引に伴う移転及び管理を行いません。

- ① 差押えを受けたものその他法令等の定めにより名義変更等を行うことを禁止されたもの
- ② 法令等で禁止される譲渡又は質入れにかかるもの
- ③ 分配金及び償還金等の処理に伴う電子帳簿確定のための発行者等が指定する移管停止期間にあるもの
- ④ 前各号のほか、当社が移転又は管理を行うことが適当でない判断したもの

第7条 (保護預り電子記録移転権利等の返還)

当社が取扱う電子記録移転権利等については、原則として返還の請求には応じられません。

第8条 (保護預り電子記録移転権利等の返還に準ずる取扱い)

当社は、次の場合には、前条にかかわらず、保護預り電子記録移転権利等の返還の請求があったものとして取り扱います。

- ① 保護預り電子記録移転権利等を売却される場合
- ② 当社が第6条第1項第4号により保護預り電子記録移転権利等の償還金の代理受理を行う場合

第9条 (移管に関する事項)

当社は、原則、電子記録移転権利等について他の証券会社等への移管及び他の証券会社からの移管を受け付けておりません。

2 前項にかかわらず、相続等を理由とする当社内の口座間の移動は可能です。

第10条 (公示催告等の調査等の免除)

当社は、保護預り電子記録移転権利等に係る公示催告の申立て、除権決定の確定等についての調査及びご通知はいたしません。

第11条 (免責事項)

当社は、本サービスに関して、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第6条第1項第1号により当社が管理する秘密鍵等が第三者に流出又は不正に作成された場合で、かつ、当社に故意又は重大な過失がない場合
- ② プラットフォームに障害が発生し、又は発行者に法令違反行為又は過失があった場合で、かつ、当社に故意又は重大な過失がない場合
- ③ プラットフォームに存在する契約不適合が顕在化し、かつ、かかる契約不適合の存在につき事前に当社が認識していなかったことについて当社に重大な過失がない場合
- ④ 通信機器、通信回線、コンピュータ等のシステム機器等の障害若しくは契約不適合、これらを通じた情報伝達システム等の障害若しくは契約不適合、又は第三者による妨害、侵入、情報改変等により、本サービスの提供ができなくなった場合、又は本サービスの伝達遅延、誤謬若しくは欠陥が生じた場合
- ⑤ お客様からの注文が、当社の重大な過失によらないシステム上の制限、エラー、内容の契約不適合等により発注されなかった場合又は誤った発注となった場合。ただし、本号の事態が発生した場合であっても、当社の重過失の有無にかかわらず、それまでに成立した取引の有効性には、何ら影響が及ばないものとします。
- ⑥ 本サービスの利用の受付に際し、入力されたお客様のID及びパスワードと、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を確認して当社が行った取引
- ⑦ 本サービスで提供する情報につき、誤謬、欠陥があった場合で、かつ、当社に故意又は重大な過失がない場合

- ⑧ 本サービスで提供する情報につき、提供する情報の全部又は一部の変更又は中止を行った場合
- ⑨ 天災地変、政変、同盟罷業等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭及び電子記録移転権利等の授受又は寄託の手續等が遅延し、又は不能となった場合

第 12 条 (システム障害時の注文)

お客様から当社が受託した注文が、明らかに当社が提供するシステムの不具合に起因して、執行の遅延若しくは不能となった状態であると当社が判断した場合(お客様に帰属する通信機器、携帯電話、固定電話、インターネット通信回線等の不具合や、当社のシステムの不具合に起因しない場合を除きます。)には、当社の定める方法により注文内容等を精査・検証し、必要に応じて、本来約定すべきであった価格で約定追加、約定取消、若しくは単価訂正等(以下「過誤訂正処理」といいます。)を行うことがあります。

2 前項の過誤訂正処理を行う場合には、お客様へメール、メッセージ又はその他の方法でご連絡します。お客様は過誤訂正処理を希望される場合には、所定の期限までに必要事項を回答するものとし、所定の期限までに回答がない場合、当社の定める方法により処理するものとし、

3 前 2 項の規定は、逸失利益及び機会損失には適用しないものとします。

第 13 条 (解約に関する確認事項)

「取引約款」等の規定による解約に際しては、プラットフォーム上に記録されたお客様名義の保護預り電子記録移転権利等をお客様のご指示により換金、売却等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

第 14 条 (合意管轄)

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 15 条 (約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

保護預り約款

(目的)

第1条 この約款（以下「本保護預り約款」といいます。）は、お客様とデジタル証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

(保護預り証券)

第2条 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第3項に規定する「電子記録移転権利」及び「適用除外電子記録移転権利」（金商法第2条第2項各号に掲げる権利で電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されたものに限る。）に表示され、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条の2第1項第1号又は第2号に掲げる要件を全て満たすものに限ります。以下「電子記録移転権利」と「適用除外電子記録移転権利」を併せて「電子記録移転権利等」といいます。）について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。

2. この約款に従ってお預りした証券を、以下「保護預り証券」といいます。

(保護預り証券の保管方法及び保管場所)

第3条 当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って、当社において安全確実に保管します。

(共通番号の届出)

第4条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(当社への届出事項)

第5条 投資家登録の際に、お客様にご入力頂いた住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届出の住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等とします。

(保護預り証券の口座処理)

第6条 保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。

(お客様への連絡事項)

第7条 残高照合のためのご報告は、1年に1回以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますので、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社に直接ご連絡ください。

(名義書換等の手続きの代行等)

第8条 当社は、お客様のご依頼があるときは、当社が定める時期及び方法により、保護預り証券の名義書換等の手続きを代行します。

2. 前項の代行について、手数料はいただきません。

(償還金等の代理受領)

第9条 保護預り証券の償還金又は分配金の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

(保護預り証券の返還)

第10条 保護預り証券である電子記録移転権利等は、その性質上、返還のご請求をすることができません。

(保護預り証券の返還に準ずる取扱い)

第11条 前条にかかわらず、当社に、次に掲げる場合には、保護預り証券の返還の請求があったものとして取り扱います。

(1) 保護預り証券を売却される場合

(2) 当社が第9条の規定により保護預り証券の償還金の代理受領をする場合

(保護預り管理料)

第12条 当社は、口座の設定時及び設定後のいずれにおいても、保護預りについて料金をいただくことはございません。

(届出事項の変更手続き)

第13条 お届出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、当社所定の書類をご提出していただくことがあります。

(解約)

第14条 次に掲げる場合は、本保護預り約款に基づく契約は解約されます。

(1) お客様から解約のお申出があった場合

(2) 「取引約款」に定める解約事由のいずれかに該当する場合

(解約時の取扱い)

第15条 前条に基づく解約に関しては、当社が定める方法により、金銭の返還を行います

が、償還等に伴い返済原資となる金銭が確保できるまでの期間、お待ち頂くことがございます。また、前条第（２）号の解約事由の内容によっては、金銭の返還そのものが行われないことがございます。

（緊急措置）

第 16 条 法令の定めるところにより保護預り証券の移管を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

（免責事項）

第 17 条 当社は、「取引約款」に定める免責事項の各規定に従い、お客様及び第三者に生じた損害について、その責を負わないものとします。

（この約款の変更）

第 18 条 この約款は、法令、監督官庁の指示、日本 STO 協会等が定める諸規則の変更があった場合、又は当社が必要と認める場合に、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに個別に電子情報処理組織を使用する方法、当社 Web サイト上の掲示による方法又はその他相当の方法により周知します。お客様が効力発生時期以降も当社サービスのご利用を中止等されない場合は、当該改定にご同意いただいたものとして取扱います。

（合意管轄）

第 19 条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。